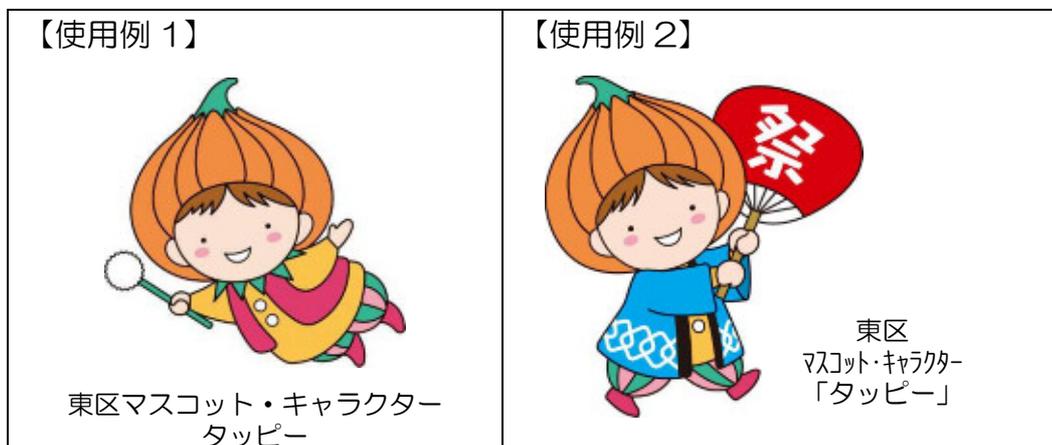


## タッピー意匠使用における注意事項

東区マスコット・キャラクター「タッピー」のデザインデータ使用にあたっては、『東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領』（以下、「取扱要領」という。）をご一読いただくとともに、下記の点に注意して下さい。

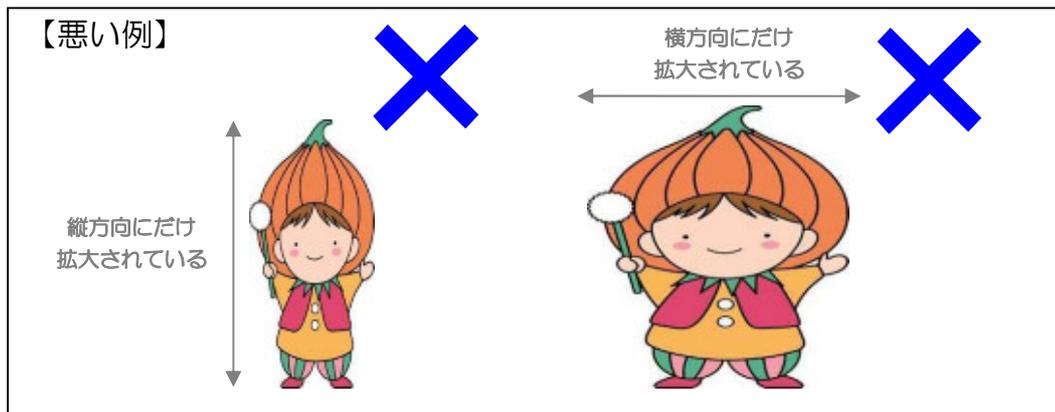
### 1 キャラクター名称の表記について

意匠の使用に際しては、必ず「東区マスコット・キャラクター タッピー」の文言を併記して下さい。事情により併記できない場合は、パッケージ、タグ等に表記して下さい。

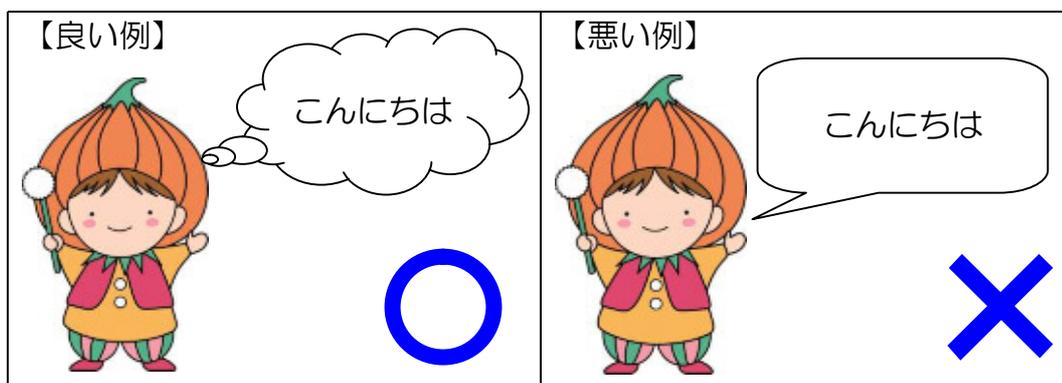


### 2 キャラクター使用に関する注意点について

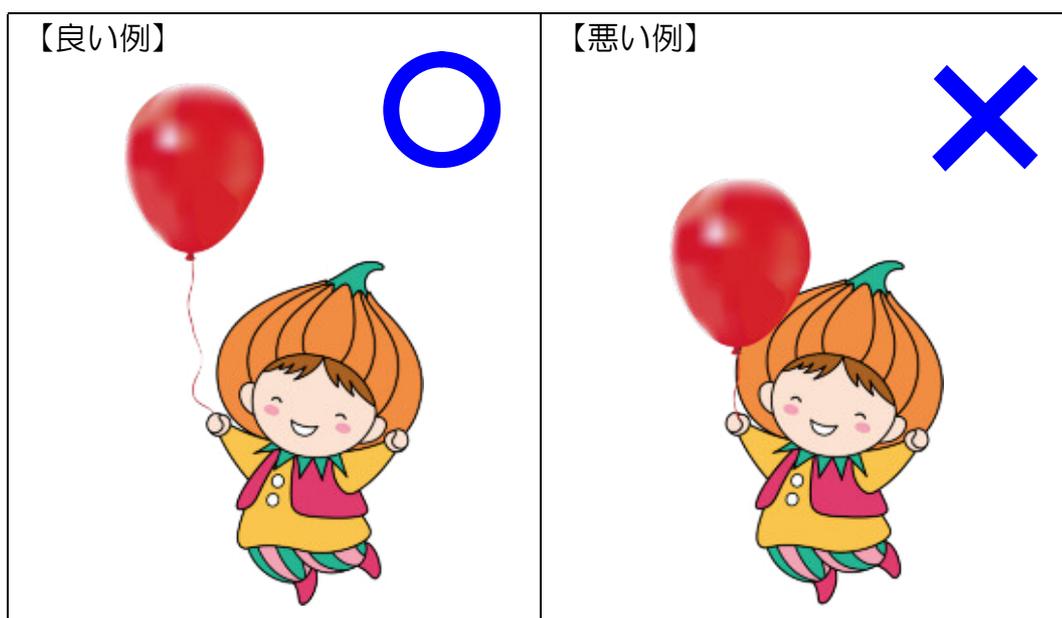
- (1) 「タッピー」の色及びポーズは、原則として取扱要領において定められたもの（インターネットサイト「タッピーのへや」に掲載されているもの）を使用して下さい。ポーズに変更を加えたい場合は、下記「4 ポーズ（デザイン）の変更について」に従って下さい。
- (2) 「タッピー」の大きさを変更する場合は、縦横比を変更しないで下さい。



- (3) 「タッピー」は喋ることができませんので、吹き出しをつけて喋っているような表現はできません。思い浮かべているような形状の吹き出しを使用するか、プラカードや看板等を持たせるなど工夫して下さい。また、「タッピー」に特定の口癖や喋り方、決め台詞等はありません。



- (4) 「タッピー」の顔部分に他のデザインが重ならないよう配置して下さい。



- (5) 「タッピー」には性別がありませんので、性別を類推させるようなデザインや表現は避けて下さい。
- (6) 「タッピー」に怒りや悲しみ等のネガティブな表情や動きをさせることは、キャラクターのイメージが損なわれますので、ご遠慮下さい。

### 3 ポーズ（デザイン）の変更について

取扱要領において定められたポーズ（デザイン）について、「タッピー」のイメージを損なわない限りの変更は認められます。申請時に変更箇所を明示した書類を添付して許可を得てください。

#### <お問い合わせ先>

札幌市東区北 11 条東 7 丁目

札幌市東区役所 3 階

地域振興課まちづくり調整担当係

電話：011-741-2429

FAX：011-722-2794



東区マスコットキャラクター  
タッピー

◎タッピーのへや

<http://www.city.sapporo.jp/higashi/oheya/oheya.html>